

年金生活者支援給付金制度について

問合せ 年金生活者支援給付金専用ダイヤル
☎0570 (05) 4092

年金生活者支援給付金は、令和元年10月からの消費税引き上げ分を活用し、老齢基礎年金などの公的年金等を含めても所得が一定基準以下の年金受給者の生活を支援するため、年金に上乗せして支給される給付金です。

給付金には、高齢者への給付金、障がい者への給付金、遺族への給付金があり、いずれも月額5,030円（令和3年4月分～）が給付基準額（※1）となります。

受け取りには請求書の提出が必要です。 ※1 給付基準額は、毎年、物価変動に応じて改定されます。



給付金の受け取りには請求が必要ですよ！

給付金種別	高齢者への給付金 老齢（補足的老齢） 年金生活者支援給付金	障がい者への給付金 障害年金生活者支援給付金	遺族への給付金 遺族年金生活者支援給付金
対象者の支給要件	①65歳以上で老齢基礎年金を受けている。 ②前年の年金収入額とその他の所得の合計が881,200円以下である。 ③同一世帯全員の市町村民税が非課税となっている。	①障害基礎年金を受けている。 ②前年の所得が、4,721,000円以下（扶養親族数によって増額）である。	①遺族基礎年金を受けている。 ②前年の所得が、4,721,000円以下（扶養親族数によって増額）である。
給付額	月額 約5,030円 ※保険料納付済期間、保険料免除期間、所得等によって金額は異なります。	障害等級2級 月額 5,030円 障害等級1級 月額 6,288円	受給できる遺族が1人 月額 5,030円 ※2人以上の子が受給する場合は、数で割った金額が支払われます。

給付金の支給の手続きは？

現在年金生活者支援給付金を受給している方で、引き続き支給要件に該当する方は、お手続きは不要です。該当しなくなった方へは12月に不該当通知書が送付され、10月分（12月支払分）から支給されません。

令和3年4月1日現在老齢・障害・遺族基礎年金を受給していて、新たに支給対象者になった方は10月分（12月支払分）から支給対象です。日本年金機構から請求手続きのご案内が9月上旬に順次届きますので、手続きの案内が届いたら年金生活者支援給付金請求書（はがき）に氏名等必要事項を記入し、9月末までに提出してください。

請求が遅れた場合でも、12月末までに提出しないと遡って支給されませんので、ご注意ください。

令和3年4月2日以降に老齢・障害・遺族基礎年金の受給が開始される場合は、各年金の請求手続きと一緒に年金生活者支援給付金を請求することになります。

『年金生活者支援給付金専用ダイヤル』 ☎0570 (05) 4092 (ナビダイヤル)

050から始まる電話でおかけになる場合は（東京）☎03 (5539) 2216

受付時間

月曜日 8時30分～19時 火～金曜日 8時30分～17時15分

第2土曜日 9時30分～16時

※月曜日が祝日の場合は、翌開所日に19時まで。

※祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

- ・お問合せの際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。
- ・代理人（二親等以内）の方からお問合せいただく場合は、ご本人の基礎年金番号に加え、代理人の方の基礎年金番号も必要となります。

（注）間違い電話が発生していますので、おかけ間違いのないようご注意ください。

問合せ時の注意事項

令和4年度

町立幼稚園

中央幼稚園・西幼稚園・すぎと幼稚園

園児を募集します

問合せ 子育て支援課 幼稚園・保育園担当 内線268



対象	入園資格	願書配布	願書受付	保育料等
3歳児 平成30年4月2日～ 平成31年4月1日生	各幼稚園区内 ^{※1} に住所があり、居住している方。 ただし、令和4年3月末までに杉戸町への転入が確実な方は、建築確認書等の証明になる書類の写しを添付して各幼稚園へお申込みください。	【配布期間】 10月25日(月)～ 11月2日(火) 【配布時間】 14時～16時	【受付日】 11月4日(木) 11月5日(金) 【受付時間】 14時～16時	【入園料】 無償 【保育料】 無償 【バス送迎料】 (すぎと幼稚園のバス利用者のみ) 年額24,000円 ※無償化対象外
4歳児 平成29年4月2日～ 平成30年4月1日生	【1クラスの人数】 3歳児20名、4歳児35名、5歳児35名（4歳児・5歳児を優先的に受け入れます。） ※集団生活を行う上で心配がある方は、入園申込の際にご相談ください。 ※3歳児については、各幼稚園の施設状況等から、園区にかかわらず希望する幼稚園にお申込みください。実際の受け入れは、施設状況により決定します。	【保育公開】 10月25日(月) 9時～11時 (この時間も願書を配布します) 【配布場所】 各幼稚園（中央・西・すぎと）	【受付場所】 各幼稚園（中央・西・すぎと） 【持参するもの】 ・印鑑 ・入園願書 ・入園調査票 ※お子様を同伴の上お申込みください。	
5歳児 平成28年4月2日～ 平成29年4月1日生				

※¹お住まいの地域によって、通園可能な園が指定されています。詳しくは、町ホームページをご覧ください。担当へお問合せください。（すぎと幼稚園のバス送迎については、送迎希望者が定員を超えたときには、遠方の方を優先する場合があります。）

- ・定員に空きがある場合、年明け以降、随時追加受け入れを行います。
- ・入園希望者が収容人数より多い場合は抽選とします。
- ・中央幼稚園、西幼稚園は通園バスによる送迎はありませんので、保護者の方の送迎となります。徒歩または自転車による送迎を基本としていますが、自家用車を使用の際は園にご相談ください。
- ・町立幼稚園では、在園児を対象に預かり保育を実施しています。就労等の理由により、家庭での保育が困難な世帯の方が利用できます。
▶時間 保育終了後は17時まで・長期休業期間は9時～17時まで
▶利用料 保育認定を受けた方は無料、一時利用は有料

家庭にある食品で子育て支援を！ 「すぎと居場所づくり応援隊&杉戸町」が フードドライブを実施します

問合せ 福祉課 内線262
子育て支援課 内線276

まだ食べられるのに捨てられてしまう食品ロスが問題になっています。今回、寄付いただいた食品を必要としている子育て世帯に提供するために、すぎと居場所づくり応援隊と町がコラボし、杉戸町の住民の方を対象に、フードドライブを実施するものです。

【フードドライブとは？】

様々な理由で捨てられてしまう食品を家庭から寄付してもらい、必要とする方やパントリー等に無償で提供する活動です。

受付期間 9月15日(水)まで

持参場所 福祉課、子育て支援課の窓口

■お受けできる食品

- 賞味期限が設定されている場合、1か月以上余裕のあるもの
- 未開封で常温保存ができる食品
 - ・レトルト食品、調味料、缶・瓶詰
 - ・お菓子、スナック類、ジュース、コーヒーなど
 - ・インスタント麺、乾麺・乾物（ふりかけ・海苔など）
 - ・野菜、果物、米など

■お受けできない食品

- ・肉、魚、冷凍・冷蔵品
- ・アルコール類

寄付後の流れ

家庭

杉戸町役場

杉戸町子育て

応援隊

パントリー

必要とする方へ